

平成 23・24 年度

総務省一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

○測量・建設コンサルタント等関係

- 1 受付期間 平成 23 年 1 月 11 日（火）から平成 23 年 1 月 31 日（月）まで
- 2 受付場所 総務省大臣官房会計課契約第 2 係
- 3 提出部数 1 部
- 4 提出書類（編綴順序）
 - (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式 1-1、1-2、1-3）
 - (2) 測量等実績調書（様式 2）
 - (3) 技術者経歴書（様式 3）
 - (4) 営業所一覧表（様式 4）
 - (5) 登記簿謄本
 - (6) 登録証明書等
 - (7) 財務諸表類
 - (8) 納税証明書
 - (9) 前回（平成 21・22 年度）の参加資格認定通知書の写し（前回の競争参加資格の登録を受けている者に限る。）
 - (10) 委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
 - ※ 提出された書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく開示請求の対象となります。
- 5 提出書類の作成方法 別紙のとおり
- 6 注意事項
 - (1) 提出書類の記載にあたっては、各様式の記載要領を良く読んで記入して下さい。
 - (2) 文字は楷書でボールペン等（鉛筆は不可）により明瞭に書いて下さい。
 - (3) 上記 4 の(5)、(6)及び(8)については、それぞれの発行官署において定めた様式によるものとし、複写機による写しでも差し支えありません。
- 7 資格審査の申請後に申請内容の一部に変更が生じた場合
以下の事項について変更が生じた場合は、様式 5 に必要な書類を添えてすみやかに変更届を提出して下さい。

[変更届出事項]

- 1 住所及び電話番号（FAX 番号を含む。）
- 2 商号又は名称

3 代表者

[提出書類]

競争参加資格申請書変更届（測量等） 1通（別紙様式5）

[添付書類]

- 1 法人の住所、商号又は名称、代表者に係る変更の場合
商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
- 2 個人の住所に係る変更の場合
住民票の写し

[提出方法]

持参又は郵送による

別紙

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1、1-2、1-3）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
- (2) 「01 1新規／2更新」欄は、該当する申請区分の欄に○印を付す。
 なお、申請時点で総務省の名簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」欄に、その他の場合は「新規」欄に○印を付す。
- (3) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (4) 「07 本社（店）住所」から「14 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
- ① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
 なお、「08 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
- ② 「07 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例)

ト	ウ	キ	ョ	ウ	ト	チ	ヨ	タ	ク	カ	ス	ミ	カ	セ	キ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ③ 「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

(例)

チ	ヨ	タ	ク	ソ	ク	リ	ョ	ウ							
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

(株)	千	代	田	測	量								
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

- ④ 「09 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。
 なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チ	ヨ	タ	ク		タ	ロ	ウ								
---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

千	代	田		太	郎										
---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ⑤ 「11 本社（店）電話番号」、「12 担当者電話番号」欄及び「13 本社（店）FAX番号」欄での市外局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

0	3	-	5	2	5	3	-	5	1	3	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「14 メールアドレス」欄については、当省から種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。
 なお、メールアドレスを持っていない場合は「なし」と記載すること。
- (5) 「15 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
- ① 測量業者 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 による登録を受けている場合。
 - ② 建築士事務所 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合
 - ③ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ④ 補償コンサルタント 補償コンサルタント規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑤ 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。
 - ⑥ 土地家屋調査士 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 6 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）。
 - ⑦ 司法書士 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 6 条による登録を受けている場合。
 - ⑧ 計量証明事業者 計量法（昭和 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合。
 - ⑨ 建築設備資格者 建築設備資格者登録規程（昭和 60 年 11 月 18 日建設省告示第 1527 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑩ その他の登録を受けている場合は、登録事業名を空白の欄に記載する。
- (6) 「16 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。
- ① 「①競争参加資格希望業種区分」欄には、下表により競争への参加を希望する業種(以下「競争参加資格希望業種」という。)についてのみ記載する。

業 種 区 分	業 務 内 容
測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
建設関係建設 コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、 機械設備積算、電気設備積算、調査）
補償関係 コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、 事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等

- ② 「②直前 2 年度分決算」、「③直前 1 年度分決算」及び「④直前 2 ケ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が 1 事業年度 1 回の場合には、「②直前 2 年度分決算」及び「③直前 1 年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）

なお、「③直前 1 年度分決算」とは基準日（基準日とは、申請しようとする日の属する年の 1 月 1 日とする。ただし、決算に関する事項については基準日の直前に決算の確定した日とする。以下同じ。）直前に確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「②直前 2 年度分決算」とは直前 1 年度分決算の前の 1 年間の決算を、「④直前 2 ケ年間の平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）

を含めた実績を記載する。

- ③ 「⑤競争参加を希望する地域」欄については、同欄の枠内に記載してある地域名（別表1 競争参加希望地域内訳を参照のこと。）の下欄に「①競争参加資格希望業種区分」欄に記載した競争参加資格希望業種ごとに○印を付する。
- (7) 「17 有資格者数」欄については、当省が指定する資格者の範囲（別表2 業種区分別有資格者職員を参照のこと。）に従い当該職員数を記載して下さい。
- なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上して下さい。ただし、1級、2級、士、士補の資格を有している者がある場合は上位の者のみ計上して下さい。
- 協力関係にあっても別企業の職員は含めないこと。（発覚した場合、不受理又は取消とします。）
- (8) 「18 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	造園	12	都市計画及び地方計画
13	地質	14	土質及び基礎	15	鋼構造物及びコンクリート
16	トンネル	17	施工計画、施工設備及び積算	18	建設環境
19	建設機械	20	電気・電子		

補償コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
21	土地調査	22	土地評価	23	物件
24	機械工作物	25	営業補償・特殊補償	26	事業損失
27	補償関連				

- (9) 「19 自己資本額」の各欄については、次により記載する。
- ① 「①払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいい、「②準備金・積立金」とは、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額（ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金との組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいう。
- ② 「直前決算時」及び「余剰（欠損）金処分」の各欄については、基準日直前の決算により記載する。
- また、「外資系企業」の場合には、「①払込資本金」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。
- (10) 「20 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- (11) 「21 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- (12) 「22 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、

それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

- (13) 「23 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社の区分の番号（1 2 3いずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれに記載する。

なお、「2 日本国籍会社(外資比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (14) 「24 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- (15) 「25 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。
- (16) 様式1-1、1-2、1-3それぞれの記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

2 添付書類の作成方法

- (1) 測量等実績調書（様式2）及び技術者経歴書（様式3）

この二様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

- (2) 営業所一覧表（様式4）

この様式については申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載する。申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表すコードについては、下表のコードを用いること。

コード	都道府県名										
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

- (3) 登記簿謄本

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。）の謄本をいい、法人

が提出する。

(4) 登録証明書等

1-(5)の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。
なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書(個人にあっては、これらに類する書類)をいう。

(6) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書をいう。

(7) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、様式2、様式3、様式4、登録簿謄本及び登録証明書等の添付を省略することができる。

(8) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「08 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(2) 登記簿謄本又は納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

(3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

(4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

別表 1

＜競争参加希望地域内訳＞

No.	都道府県名
01 北海道	北海道全域
02 東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
03 関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
04 東海・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
05 近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
06 中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
07 四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
08 九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表 2

＜業種区分別有資格者職員＞

業種区分	有資格者	
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建設関係 建設コンサルタント業務	建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者、及び同法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和 60 年建設省告示第 1526 号）による建築設備資格者の登録を受けている者	建築士法による 2 級建築士の免許を受けた者（1 級建築士の免許を受けた者を除く。）及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し登録を受けている者
補償関係 コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律 228 号）による土地家屋調査士法の登録を受けている者、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者